公告

公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成31年４月18日

長野県知事　阿部守一

1　試験の日時及び場所

(1)　日時

平成31年９月５日（木）　午後１時から午後３時まで

(2)　場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2　試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学　食品学　栄養学　食品衛生学　調理理論　食文化概論

3　受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第３項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第３項に規定する者で、同規則第４条に規定する施設又は営業において２年以上調理の業務に従事したもの

4　受験手続

(1)　提出書類等

ア　調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ　履歴書

ウ　調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

エ　写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前３月以内に撮影したもの）

なお、平成 30年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2)　受験手数料

受験手数料（6,200円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。

(3)　受付期間

平成31年７月２日（火）から平成31年７月４日（木）まで（郵送による場合は、平成31年７月４日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）

(4)　受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所）

5　受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6　合格者の発表

平成31年10月３日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7　その他

(1)　試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。

(2)　この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成31年４月18日

長野県知事　阿部守一

1　試験の日時及び場所

(1)　日時

平成31年９月５日（木）　午後１時から午後３時まで

(2)　場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2　試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規　公衆衛生学　食品学　食品衛生学　栄養学　製菓理論及び実技

3　受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。）附則第３項又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。）附則第２項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において１年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2)　学校教育法第57条、法附則第３項又は省令附則第２項に規定する者であって、２年以上菓子製造業に従事したもの

(3)　法附則第２項に規定する者

4　受験手続

(1)　提出書類等

ア　製菓衛生師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ　都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参してください。）若しくは卒業証明書（郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。）若しくは当該施設において１年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

ウ　写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前３月以内に撮影したもの）

なお、平成 30年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2)　受験手数料

受験手数料（9,400円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。）納付してください。

(3)　受付期間

平成31年７月２日（火）から平成31年７月４日（木）まで

（郵送による場合は、平成31年７月４日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）

(4)　受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所）

5　受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6　合格者の発表

平成31年10月３日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7　その他

(1)　試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。

(2)　この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

1　試験の期日及び場所

(1)　期日

平成31年10月18日（金）　受付　午前10時から

(2)　場所

【学科試験】

長野市内（会場は受験票により別途、通知します）

【技能試験】

長野保健福祉事務所　長野県長野市中御所大字岡田町98－１

2　試験科目

(1)　衛生法規に関する知識

(2)　公衆衛生に関する知識

(3)　洗たく物の処理に関する知識及び技能

3　受験資格

次のいずれかに該当する者

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者)

(2)　旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3)　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の２年の課程を終わった者

(4)　(2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

4　受験手続

(1)　提出書類

ア　クリーニング師試験受験願書（所定の様式を用いてください。様式は保健福祉事務所、長野市保健所及び長野県健康福祉部食品・生活衛生課で配布するほか、長野県ホームページにも掲載しています。）

イ　履歴書（市販のもの可。写真は不要）

ウ　写真（出願前６か月以内に半身脱帽正面を撮影した縦４センチメートル、横３センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄に貼ってください。）

エ　受験資格を有する者であることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。中学校、高等学校、大学等のいずれかのもので、専門学校、各種学校は除く。卒業証書の場合は、原本と写しの両方を持参することとし、持参による提出のみ認めます。県外居住者については、郵便での受験申込が可能なっていますが、その場合は必ず、卒業証明書の原本を提出してください。卒業証明書の写し及び卒業証書については受付を認めません。卒業証書又は卒業証明書の氏名が現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。）

(2)　受験手数料

7,000円分の長野県収入証紙を受験願書に貼ってください。（消印はしないこと。）

(3)　受付期間

平成31年８月16日（金）から平成31年８月23日（金）まで（８月17日(土)・８月18日(日)を除く午前８時30分から正午及び午後1時から午後５時15分まで受付）

(4)　受付場所

ア　県内（長野市を除く）居住者は、住所地を管轄する保健福祉事務所へ持参してください。

イ　長野市内居住者は、長野市保健所へ持参してください。

※上記（４）ア、イに該当する方については、郵送での提出は不可です。

ウ　県外居住者は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課へ持参若しくは郵送してください。

※郵送等による受験申込みの場合（県庁専用郵便番号 380－8570）

・書留又は簡易書留等確実な方法により送付してください。

・平成31年８月23日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

5　合格発表

平成31年11月８日（金）午前９時

長野県庁、受験願書を受け付けた保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。

6　その他

(1)　受験願書を受理したときは、後日受験票を郵送します。

(2)　合格発表等に対する電話等の問い合わせには一切応じられません。

(3)　クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健福祉事務所、長野市保健所又は長野県健康福祉部食品・生活衛生課にしてください。（受験願書を郵送で請求する場合は、82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）

(4)　納入された受験手数料は一切お返しできません。

食品・生活衛生課

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

1　試験日時

平成31年７月30日（火）　午前10時から正午まで

2　試験場所

試験地	試　験　場
佐久市	長野県佐久合同庁舎（佐久市跡部65－１）
伊那市	長野県伊那合同庁舎（伊那市荒井3497）
松本市	長野県松本合同庁舎（松本市島立1020）
長野市	長野県庁（長野市南長野幅下692－２）

3　試験の区分

(1)　一般毒物劇物取扱者試験

(2)　農業用品目毒物劇物取扱者試験

(3)　特定品目毒物劇物取扱者試験

4　試験科目

(1)　筆記試験

ア　毒物及び劇物に関する法規

イ　基礎化学

ウ　毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2)　実地試験（筆記方式）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5　受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6　受験手続

(1)　提出書類

ア　受験願書

イ　写真１枚（出願前６月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦５センチメートル、横4.5センチメートルのもの）

(2)　受験手数料

11,000円（長野県収入証紙により納付してください。）

(3)　受付期間

平成31年６月３日（月）から６月14日（金）までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前８時30分から午後５時15分まで（郵送による場合は、平成31年６月14日までの消印があるものに限り受け付けます。）

(4)　受付場所

ア　次の表に掲げる保健福祉事務所又は長野市保健所

名　称	所　在　地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65－１
上田保健福祉事務所	上田市材木町１－２－６
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川１－1644－10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町２－678
木曽保健福祉事務所	木曽郡木曽町福島2757－１
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058－２
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98－１
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340－１
長野市保健所	長野市若里６－６－１

イ　長野県 健康福祉部 薬事管理課（県庁専用郵便番号 380－8570、住所記載不要）

(5)　受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6)　注意事項

ア　提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ　受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

7　合格発表

平成31年９月２日（月）午前９時に長野県内の保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

8　その他

(1)　受験願書に記載していただく個人情報は、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。

(2)　受験願書用紙の請求又はこの試験についてのお問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

平成31年４月11日、東筑摩郡波田堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

農地整備課

公告

平成31年４月11日、東筑摩郡黒川堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

農地整備課

公告

平成31年４月11日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

農地整備課

公告

平成31年４月11日、長野県日滝原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

農地整備課

公告

平成31年４月11日、佐久市土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

農地整備課

公告

平成31年４月11日、長野県美篶土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

農地整備課

公告

平成31年４月11日、上伊那郡伊那土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

1　都市計画の種類及び名称

飯田都市計画地区計画　座光寺地区計画

2　縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

1　都市計画の種類及び名称

飯田都市計画地区計画　上郷地区計画

2　縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年４月18日

長野県知事　阿　部　守　一

1　都市計画の種類及び名称

飯田都市計画特定用途制限地域　上郷地区沿道型土地利用地域

2　縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

公告

松本市女鳥羽川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年４月18日

長野県松本地域振興局長　小　野　浩　美

理　事

新　任

氏　名	住　所
堀之内　謙　策	松本市大字岡田下岡田1547番地
吉　江　　博	松本市大字岡田町315番地８
藤　井　浩　二	松本市大字岡田町558番地３
藤　井　道　夫	松本市大字岡田町542番地
中　條　尊　則	松本市大字岡田下岡田532番地
中　條　孝　志	松本市大字岡田下岡田398番地
中　川　清　一	松本市大字岡田松岡175番地１
飯　沼　正　明	松本市大字原147番地
松　山　　章	松本市大字稲倉989番地
丸　山　　豪	松本市大字稲倉194番地
柳　沢　和　利	松本市大字三才山945番地１

重　任

氏　名	住　所
西　村　元　嗣	松本市大字岡田伊深517番地
酒　井　達　雄	松本市大字大村403番地１

小林政雄　松本市大字岡田下岡田161番地１
大澤澄義　松本市大字岡田下岡田937番地
滝沢公司　松本市大字三才山1128番地３
退任
氏名　住所
三浦弘善　松本市大字岡田伊深771番地
宮下輝志男　松本市大字岡田町778番地
小穴定利　松本市大字岡田町797番地
藤井志三郎　松本市大字岡田町483番地
中條正規　松本市沢村３丁目６番21号
小林俊春　松本市大字岡田下岡田514番地７
立澤牧男　松本市大字岡田松岡324番地２
飯沼宣昭　松本市大字洞221番地
竹嶋辰二　松本市大字稲倉623番地の５
鳥羽敏夫　松本市大字稲倉876番地
柳澤一向　松本市大字三才山916番地
監事
新任
氏名　住所
西村清利　松本市大字岡田伊深652番地
岡村雅幸　松本市大字岡田下岡田797番地
飯沼頼久　松本市大字洞183番地
退任
氏名　住所
岩切征夫　松本市大字岡田町575番地４
笠原昭宏　松本市大字原163番地
大澤清純　松本市大字岡田松岡185番地１

農地整備課

公告

東筑摩郡黒川堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年４月18日

長野県松本地域振興局長　小　野　浩　美

理事
新任
氏名　住所
波多腰泉　松本市波田6415番地１
百瀬文栄　東筑摩郡山形村6891番地
百瀬宗登　松本市波田4576番地３
上條和夫　東筑摩郡山形村6938番地14
大月善光　松本市波田6763番地１
重任
氏名　住所
上條重幸　東筑摩郡山形村5338番地
退任
氏名　住所
関口幸敏　松本市波田6256番地
大久保英雄　東筑摩郡山形村6831番地１
大木康臣　松本市波田4825番地
山口秀幸　東筑摩郡山形村6195番地
監事
新任
氏名　住所
波多腰政則　松本市波田6034番地
重任
氏名　住所
笹野初雄　東筑摩郡山形村5029番地１
退任
氏名　住所
大月元則　松本市波田6709番地

農地整備課

公告

新田堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年４月18日

長野県松本地域振興局長　小　野　浩　美

理事
新任
氏名　住所
鷲澤暢夫　安曇野市豊科3211番地
丸山隆也　安曇野市豊科3845番地１
岡村徹　安曇野市豊科3554番地１
横川市清　安曇野市豊科4728番地２
山本巧　安曇野市豊科5023番地３
内田猛　安曇野市豊科高家4005番地
重任
氏名　住所
細萱繁　安曇野市豊科南穂高93番地２
内田寿文　安曇野市豊科高家4171番地
退任
氏名　住所
坂槇正二　安曇野市豊科5568番地
三枝忠臣　安曇野市豊科5825番地１
丸山隆峰　安曇野市豊科3255番地
岡村豊　諏訪市大字中州3519番地３
内田匡俊　安曇野市豊科高家3928番地
監事
新任
氏名　住所
三原幸家　安曇野市豊科南穂高213番地
降旗一巳　安曇野市豊科5001番地
重任
氏名　住所
岡村文男　安曇野市豊科3943番地
退任
氏名　住所
千野英夫　安曇野市豊科4064番地３
高沢靖昌　安曇野市豊科4173番地７
赤澤喜夫　安曇野市豊科南穂高331番地

農地整備課

公告

長野県善光寺平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年４月18日

長野県長野地域振興局長　林　雅孝

理事

新任

氏名	住所
水野和雅	長野市大字北長池1486番地
山下俊文	長野市大字富竹1260番地
泉　克直	長野市大字大町168番地１
井原廣一	長野市西和田２丁目９番10号
木内泰明	長野市大字安茂里1212番地
青沼貴善	長野市大字栗田618番地

重任

氏名	住所
長沼　健	長野市大字大町31番地
永井一正	長野市大字大豆島1843番地
櫻井幸雄	長野市大字村山215番地
山岸　勇	長野市大字大豆島1410番地２
西澤武夫	長野市大字三輪1177番地
轟　衛	長野市大字大豆島915番地

退任

氏名	住所
赤沼　満	長野市大字北長池1544番地
金子　衛	長野市大字栗田41番地
矢澤重信	長野市大字富竹811番地
竹腰正一	長野市大字大町191番地
中澤正直	長野市西和田２丁目11番28号
鈴木　豊	長野市大字平柴1546番地

監事

新任

氏名	住所
小林義正	長野市大字屋島3039番地
堀口貞夫	長野市大字穂保80番地
見小田和則	長野市大字栗田72番地

退任

氏名	住所
水野和雅	長野市大字北長池1486番地
小川　広	長野市大字津野680番地
轟　孝徳	長野市大字大豆島2157番地３

農地整備課

公告

清野土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年４月18日

長野県長野地域振興局長　林　雅孝

理事

新任

氏名	住所
新村晃良	長野市松代町清野55番地
近藤利章	長野市松代町清野429番地
安藤昌範	長野市松代町清野445番地
大澤隆司	長野市松代町清野605番地１
丸山泰伸	長野市松代町清野881番地
関口敏行	長野市松代町清野987番地
花見敏史	長野市松代町清野907番地
近藤和夫	長野市松代町清野1107番地１
田窪辰夫	長野市松代町清野1553番地
中澤重昌	長野市松代町清野1923番地
石川栄一	長野市松代町松代223番地
横田宣子	長野市松代町松代344番地
中澤　健	長野市松代町松代1547番地１
倉田志げる	長野市松代町松代1475番地２
五明敬治	長野市松代町西寺尾1994番地
上原敏彦	長野市松代町岩野761番地

重任

氏名	住所
倉石芳夫	長野市松代町清野1944番地
酒井悦男	長野市松代町清野516番地
浅井康夫	長野市松代町清野1756番地
赤池芳夫	長野市松代町清野1150番地
宮川守人	長野市松代町清野1519番地１
相澤久夫	長野市松代町松代395番地
佐藤義雄	長野市松代町西条4241番地
磯貝元伸	長野市松代町松代421番地
小出博一	長野市松代町清野918番地１
中村良雄	長野市松代町清野3502番地２
橋本義紀	長野市松代町清野962番地

退任

氏名	住所
両角邦夫	長野市松代町清野509番地
玉井勝敏	長野市松代町清野456番地
玉井茂雄	長野市松代町清野467番地
小林貞夫	長野市松代町清野611番地１
酒井栄治	長野市松代町清野877番地
駒村豊一	長野市松代町清野974番地２
渡辺敏清	長野市松代町清野1102番地
宮本ちづ子	長野市松代町清野1927番地
近藤邦道	長野市松代町清野60番地
染野辰夫	長野市松代町松代218番地
立岩信昭	長野市松代町松代347番地
中澤孝仁	長野市松代町松代1524番地
大峡　栄	長野市松代町松代1334番地
後藤佳和	長野市松代町西寺尾939番地
池田正信	長野市松代町岩野687番地
原田圭二	長野市松代町清野1522番地
小出　久	長野市松代町清野906番地

監事

新任

氏名	住所
両角克己	長野市松代町清野505番地
原田圭二	長野市松代町清野1522番地

小　出　　久　長野市松代町清野906番地

退　任

氏　名　住　所

島　田　　武　長野市松代町清野1985番地

駒　村　陽一郎　長野市松代町清野982番地

近　藤　一　誠　長野市松代町清野474番地

農地整備課

公告

中野市豊井土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年４月18日

長野県北信地域振興局長　藤　澤　幸　男

理　事

新　任

氏　名　住　所

神　田　　寿　中野市大字上今井667番地

岡　田　良　博　中野市大字上今井445番地１

神　田　恒　夫　中野市大字上今井2350番地３

高　橋　恒　善　中野市大字上今井535番地

清　水　　博　中野市大字栗林669番地

栗　原　修　一　中野市大字大俣49番地ロ－２

重　任

氏　名　住　所

小　林　克　彦　中野市大字上今井2352番地

藤　田　忠　治　中野市大字上今井509番地１

小　林　祐　吉　中野市大字上今井2756番地

小　林　雅　幸　中野市大字上今井616番地

臼　井　今朝徳　中野市大字上今井2734番地２

高　橋　宗　平　中野市大字上今井657番地１

小　林　孝　徳　中野市大字栗林83番地

松　島　直　樹　中野市大字栗林490番地１

退　任

氏　名　住　所

神　田　辰　彦　中野市大字上今井487番地１

小　林　次　男　中野市大字上今井445番地５

小　林　　亨　中野市大字上今井276番地３

神　田　道　男　中野市大字上今井463番地９

山　口　敏　雄　中野市大字栗林672番地３

青　木　繁　一　中野市大字大俣51番地４

監　事

新　任

氏　名　住　所

神　田　辰　彦　中野市大字上今井487番地１

重　任

氏　名　住　所

臼　井　信　幸　中野市大字上今井2314番地

小　林　憲　司　中野市大字上今井541番地

松　島　達　昭　中野市大字栗林574番地

退　任

氏　名　住　所

神　田　明　光　中野市大字上今井642番地１

農地整備課

公告

三峰川沿岸土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年４月18日

長野県上伊那地域振興局長　佐　藤　公　俊

理　事

新　任

氏　名　住　所

小　嶋　義　文　伊那市境1253番地

重　任

氏　名　住　所

宮　原　　惺　伊那市上牧6331番地２

退　任

氏　名　住　所

池　上　好　教　伊那市日影400番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年４月18日

長野県伊那建設事務所長　高　橋　智　嗣

１　許可番号

平成30年８月８日　長野県伊那建設事務所指令29伊建第139－16号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡南箕輪村字中の原9616－１

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名

諏訪市高島２－1200－３

株式会社サンティア　代表取締役　井　口　恒　雄

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成31年４月18日

長野県公安委員会

１　講習に係る警備業務の区分

法第２条第１項第２号に規定する警備業務

２　講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1)　最近５年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

(2)　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3)　検定規則第４条に規定する２級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4)　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

(5)　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3　講習の実施期日及び場所

(1)　実施期日

実　施　期　日	時　　間
平成31年７月３日（水）から平成31年７月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び平成31年７月８日（月）を除く。）の６日間	午前９時30分から午後５時まで

（注）　講習の受付時間は、平成31年７月３日（水）午前９時５分から午前９時20分までです。

(2)　場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地３

ＴＯｉＧＯ　ＷＥＳＴ　３階

長野市生涯学習センター

4　受講定員

20名

5　受講の手続

(1)　事前申込み

ア　事前申込みの方法

(ｱ)　受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026－233－0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(ｲ)　受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ｳ)　電話１本につき１人の受付とします。

(ｴ)　事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ　電話受付日

平成31年５月13日（月）

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで（受付時間は厳守してください。）

(2)　警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア　２の(1)に該当する者は、最近５年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が３年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ　２の(2)に該当する者は、１級検定に係る合格証明書の写し

ウ　２の(3)に該当する者は、２級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ　２の(4)に該当する者は、旧１級検定に係る合格証の写し

オ　２の(5)に該当する者は、旧２級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ　代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3)　提出期間

ア　提出期間

平成31年６月３日（月）から平成31年６月７日（金）まで

イ　受付時間

午前９時から午後５時まで（受付時間は厳守してください。）

(4)　講習手数料

講習手数料（３万8,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6　その他

(1)　講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2)　警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）からダウンロードすることもできます。

(3)　この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026－233－0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4)　この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成31年４月18日

長野県公安委員会

1　講習に係る警備業務の区分

法第２条第１項第２号に規定する警備業務

2　講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第２項に規定する警備員指導教

育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号）第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　最近５年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

(2)　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3)　検定規則第４条に規定する２級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4)　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

(5)　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

３　講習の実施期日及び場所

(1)　実施期日

実　施　期　日	時　　間
平成31年７月９日（火）から平成31年７月11日（木）までの３日間	午前９時30分から午後５時まで（平成31年７月９日（火）は、午後１時10分から午後５時まで）

（注）　講習の受付時間は、平成31年７月９日（火）午後０時40分から午後１時までです。

(2)　場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地３

ＴＯｉＧＯ　ＷＥＳＴ　３階

長野市生涯学習センター

４　受講定員

20名

５　受講の手続

(1)　事前申込み

ア　事前申込みの方法

(ｱ)　受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026－233－0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(ｲ)　受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ｳ)　電話１本につき１人の受付とします。

(ｴ)　事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ　電話受付日

平成31年５月14日（火）

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで（受付時間は厳守してください。）

(2)　警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア　交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ　２の(1)に該当する者は、最近５年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が３年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ　２の(2)に該当する者は、１級検定に係る合格証明書の写し

エ　２の(3)に該当する者は、２級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ　２の(4)に該当する者は、旧１級検定に係る合格証の写し

カ　２の(5)に該当する者は、旧２級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ　代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3)　提出期間

ア　提出期間

平成31年６月３日（月）から平成31年６月７日（金）まで

イ　受付時間

午前９時から午後５時まで（受付時間は厳守してください。）

(4)　講習手数料

講習手数料（１万4,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

６　その他

(1)　講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2)　警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）からダウンロードすることもできます。

(3)　この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026－233－0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4)　この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第３項の規定により、次のとおり公示送達します。

平成31年４月18日

長野県公安委員会委員長　山　浦　悦　子

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　住　　所　　不明

⑵　審査請求人　　塩　沢　俊平太

２　送達事項

平成30年９月24日付けで提起のありました審査請求について、長野県公安委員会が、平成30年12月20日付けで裁決した裁決書の謄本１通を長野県警察本部警務部総務課に保管し、いつでもこれを交付しますので、出頭の上、受領してください。

受領しないときは、平成31年５月７日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされます。

総　務　課

平成31年(2019年)４月18日発行（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）
発 行　長　野　県　〒380−8570（専用番号）長野市大字南長野字幅下692の２　電話 026（232）0111（代表）